

令和2年度三田市徴収計画

1 令和元年度目標達成状況

(1) 目標収納率

債権	現年	滞納繰越
A債権	99.5%	30.0%
B債権	98.8%	30.0%
C債権	99.5%	40.0%

(2) 実質収納率

(単位：千円)

	現年度分				滞納繰越分			
		H30	R1	差引		H30	R1	差引
A債権	収納率	99.1%	99.1%	±0.0%	収納率	21.9%	25.5%	+3.6%
	未収額	203,156	212,389	+9,233	未収額	968,430	820,619	▲147,811
B債権	収納率	97.8%	98.5%	+0.7%	収納率	14.8%	18.8%	+4.0%
	未収額	2,889	1,728	▲1,116	未収額	14,775	14,050	▲725
C債権	収納率	99.2%	99.1%	▲0.1%	収納率	39.6%	46.0%	+6.4%
	未収額	36,540	36,644	+104	未収額	57,742	54,623	▲3,119
合計	収納率	99.1%	99.1%	±0.0%	収納率	23.0%	27.1%	4.1%
	未収額	242,585	250,761	+8,176	未収額	1,040,947	889,292	▲151,655

(3) 目標未達の主な要因等(債権回収行動計画実績報告から)

① 現年度分

高い収納率を確保した債権は、納付指導(文書催告、電話催告、納付相談、臨戸訪問)などの取組の作業手順が定型化され計画的に実施しているのに対し、低い収納率に止まった債権では、こうした取組みや進行管理が不十分でした。

② 滞納繰越分

現年度分と同じく納付指導などの取組みが不十分な債権には、収納率の改善は見られません。また、令和元年度徴収計画では、滞納処分、支払い督促申立ての強化と不良債権の整理を目標に掲げましたが、実施できたのは市税など一部債権に止まっています。

滞納処分等が実施できなかったのは、滞納繰越債権の多くで分納不履行者に対して催告と再度の分納誓約の締結を繰り返し、次のステップである財産調査が行われず滞納者の返済能力の把握が不十分であったことが主な要因と考えられます。

2 令和2年度の取組み

(1) 基本的な考え方

債権回収行動計画に納付指導(文書催告、電話催告、納付相談、臨戸訪問)などの債権回収の手順、手続きを明記し作業を定型化することで収納率が向上することが確認できたことから、令和2年度においても下記事項に重点を置いた債権回収行動計画を策定し、三田市公金収納対策委員会で進行管理します。

① 現年度分

令和元年度と同じく初期段階での納付指導の強化、相談機会の充実など早期完納に向けた取組を強化します。

② 滞納繰越分

現年度同様に納付指導の強化、相談機会の充実を図るとともに滞納者の実情に応じた適時・適切な滞納処分と徴収緩和措置を行います。

(2) 目標収納率

実質収納率	令和元年度実績		令和2年度目標	
	現年	滞納繰越	現年	滞納繰越
A債権	99.1%	25.5%	99.0%	30.0%
B債権	98.5%	18.8%	98.8%	30.0%
C債権	99.1%	46.0%	99.5%	50.0%

前年度収納率が既に目標値を上回っている債権については「債権回収行動計画」に独自目標を設定します。

(3) 現年債権回収の取組

① 期限内納付の促進

新規未収案件は可能な限り早期・集中的に電話・文書等で納付勧奨することで早期完納を目指します。

② 納付指導の強化、相談機会の充実

ア 文書催告・電話催告、納付相談の充実強化

文書催告、電話催告、納付相談を計画的に確実に実施することで早期完納を目指します。また、時差出勤や振替休日制度を一層活用した取組を行います。

イ 出納整理期間の取組強化

出納閉鎖までの期間、文書・電話催告などの取組を強化します。

(4) 滞納繰越債権回収の取組

① 滞納者の返済能力の確実な把握

分納不履行者を中心に滞納者の返済能力把握を強化します。

② 滞納処分、支払い督促申立ての強化

返済能力が有り納付に応じない一部の滞納者には、A債権は給与・預貯金中心に差押えを実施します。B・C債権は支払い督促申立てを積極的に実施します。

③ 不良債権の整理

返済能力が認められず回収を見込めない不良債権については、A債権については執行停止、B・C債権については債権放棄等を行います。